葛飾区地域活動団体事業費助成金交付要綱

平成24年3月29日 23葛地地第744号 区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区内における地域活動団体(以下「団体」という。)の事業を支援するため、地域活動団体事業費助成金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体の要件)

- 第2条 この要綱による助成(以下「助成金」という。)の対象となる団体(以下「対象者」という。)は、公益の増進に寄与する団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 営利を目的とせず、地域や社会に広く貢献する活動を行うもの
 - (2) 事業の活動が主に葛飾区(以下「区」という。) 内であるもの
 - (3) 5人以上の構成員を有し、その過半数が区内在住又は在勤若しくは在学しているもの
 - (4) 団体の運営に関する明文化された規約又はそれに準ずるもの及び構成員名簿を備えているもの
 - (5) 政治活動又は宗教活動を目的とせず、公序良俗に反するおそれのないもの
 - (6) 特定の公職者(候補者を含む。) 又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的としていないもの
 - (7) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にないもの

(助成対象事業)

- 第3条 助成金の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、対象者が主に葛飾区民を対象に行う地域活動で、次の各号に掲げる活動のうちの1つ以上に該当するものとする。ただし、第7条第1項の規定により申請をする日(以下「申請日」という。)に終了しているものは除く。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 環境の保全を図る活動
 - (6) 災害救援活動
 - (7) 地域安全活動
 - (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (9) 国際協力の活動
 - (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (11) 子どもの健全育成を図る活動
 - (12) 情報化社会の発展を図る活動
 - (13) 科学技術の振興を図る活動
 - (14) 経済活動の活性化を図る活動
 - (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (16) 消費者の保護を図る活動
 - (17) その他、葛飾区長(以下「区長」という。) が公益目的に合致すると認める活動

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める内容とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を上限とし、同表中欄に定める額と助成対象事業に係る経費の総額から参加費等の収入の額及び他団体等からの助成金の額(助成を受けることが予定されている場合を含む。)を控除して得た額とを比較して、いずれか低い方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

対象者の区分	助成金の額	上限額
基準日において1年以上の活動実績を有する対象者	助成対象経費の2分の1の額	30万円
前号に掲げる者以外の対象者	助成対象経費の全額	10万円

- 備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 基準日 区長が別に定める前期分の申請を受け付ける期間(以下「前期申請期間」という。)に申請し、第8条の規定により交付決定を受けた場合にあっては当該交付決定の日の属する年度の4月1日、区長が別に定める後期分の申請を受け付ける期間(以下「後期申請期間」という。)に申請し、第8条の規定により交付決定を受けた場合にあっては当該交付決定の日の属する年度の10月1日をいう。
 - (2) 活動実績 第3条各号に掲げる活動を継続して行った実績をいう。

(助成金の交付の制限)

- 第6条 助成金の交付は、同一年度について1対象者につき1事業に限るものとする。ただし、区長が特に必要と 認めるときは、この限りでない。
- 2 助成対象事業は、第8条の規定により交付決定を受けた年度内に終了しなければならない。
- 3 助成対象事業のうち区から他の制度による助成金(物品支給による助成を含む。)を受ける事業は、第3条の 規定に関わらず助成対象事業としない。

(助成金の交付申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする対象者は、前期申請期間又は後期申請期間中に、区長に対し、葛飾区地域 活動団体事業費助成金交付申請書(第1号様式)により申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書(第1号様式の2)
 - (2) 事業収支計画書(第1号様式の3)
 - (3) 前2号のほか、区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

- 第8条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、第16条に規定する葛飾区地域活動団体事業費助成金審査会(以下「審査会」という。)に付議し、当該審査会の報告を踏まえて審査し、予算の範囲内において助成金の交付の承認及び交付すべき助成金の額の決定又は助成金の交付の不承認の決定をするものとする。
- 2 区長は、助成金を交付することを適当と認めるときは葛飾区地域活動団体事業費助成金交付決定通知書(第2号様式)により、不適当と認めるときは葛飾区地域活動団体事業費助成金交付不承認決定通知書(第3号様式)により速やかに当該申請書の提出をした団体(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定者」という。)は、葛飾区地域活動団体事業費助成金請求書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成事業の変更の承認)

- 第10条 交付決定者は、助成金の交付の決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当した場合は、あらかじめ葛飾区地域活動団体事業費助成金事業変更・中止承認申請書(第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1)助成事業を実施する団体の代表、所在地等に変更が生じたとき
 - (2)助成事業の内容を変更しようとするとき
 - (3)助成事業の遂行が困難となり中止しようとするとき
- 2 区長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは葛飾区地域活動団体事業費助成金事業変更・中止承認通知書(第6号様式)により、不適当と認めるときは葛飾区地域活動団体事業費助成金事業変更・中止不承認通知書(第7号様式)により速やかに当該申請書を提出した団体に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 交付決定者は、助成事業終了後1箇月以内又は区長の指定する日までに、葛飾区地域活動団体事業費助成金助成事業実績報告書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 収支報告書(第8号様式の2)
 - (2) 対象経費の支出に係る領収書・受領書
 - (3) 事業当日の実施内容、参加者等の様子が分かる写真
 - (4) 前3号のほか、区長が必要と認める書類
- 3 区長は、第1項の実績報告書を受けた場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査するものとする。前2項の規定にかかわらず、天候不順、自然災害その他の交付決定者の責めに帰さない事由により事業を中止した交付決定者のうち、事業の準備に際し助成対象経費が発生したものについては、第1項に規定する実績報告書に前項第1号、第2号及び第4号に規定する書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(助成額の確定)

- 第12条 区長は、前条第3項の規定による審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき助成金の額を確定 し、葛飾区地域活動団体事業費助成金交付確定額通知書(第9号様式)により交付決定者に通知し、概算払の精 算をするものとする。
- 2 前項の規定により確定する助成金の額は、第8条第1項の規定(第10条第2項の規定により変更申請が承認された交付決定者にあっては同項の規定)により決定した助成金の額を上回ることができないものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 区長は、助成事業が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、この要綱の規定、助成金の交付決定の内容又はこれに付けた条件若しくは法令等に違反したとき。
- (4) 事業実績による助成対象の事業の成果や事業予算が当初の計画と著しく異なるとき。
- (5) 申請した事業について、区以外の公共的団体等からの助成金(物品支給の場合はその相当額)を受け、区の助成金と合計して総事業費を上回ったことが判明したとき。
- 2 区長は、前項の規定により取消しをした場合は、速やかにその内容を当該交付決定者に葛飾区地域活動団体事業費助成金交付決定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されている ときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を交付決定者に命じなければならない。

(審査会の設置等)

- 第15条 区長は、対象者及び助成対象事業を公正に選定し、並びに適正な助成金の活用を図るため、審査会を設置する。
- 2 審査会は、第7条の規定により申請された資料について、申請者及び助成対象事業の適否並びに助成金の額を 別表第2に定める審査基準に基づき審査し、その審査結果を区長に報告するものとする。

(審査会の構成等)

- 第16条 審査会は、次に掲げる者から区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。
 - (1) 学識経験者及び地域活動経験者 3人
 - (2) 葛飾区政策経営部長の職にある者
 - (3) 葛飾区地域振興部長の職にある者
- 2 審査会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 3 審査会には、会長を置く。
- 4 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員は、審査において知り得た情報を他人に知らせ、又は審査以外の目的に使用してはならない。委員の任期 を終えた後も同様とする。

(審査会の運営等)

- 第17条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、これを否決とする。
- 3 委員の関係団体から助成金の申請があった場合は、当該委員は、当該関係団体の申請に関する審査に加わることはできない。
- 4 審査会は、会長が招集し、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者を出席させ意見を聴くこと及び申請団体に対し審査に必要な資料の作成及び提出を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、葛飾区補助金等交付規則(昭和40年葛飾区規則第55号)の定めるところによる。

(委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

- ・団体の経常的な活動に要する経費(事務所の維持・運営経費や、構成員の人件費等)、飲食費、交通費は対象外とする。
- ・申請団体及び申請団体の構成員に支出する経費は対象外とする。
- ・助成対象経費の区分及び内容については、次のとおりとする。

助成対象経費 の区分	助成対象経費の内容
謝礼金	講師謝礼金等
使用料賃借料	会場使用料、会議室使用料、付帯設備使用料、駐車場使用料、資機材・トラック等借上げ 料等
委託費	会場設営委託費、廃棄物処理委託費等
印刷費	ポスター・チラシ・プログラム・報告書等印刷費、コピー代、写真プリント代等
役務費	事業実施に係る郵便等の送料、資機材等運搬費等、事業実施に係る傷害保険等
消耗品費	事業実施に係る文房具用品代、用紙代、その他事業実施に不可欠な消耗品費等
その他経費	区長が特に必要と認める経費

別表第2(第15条関係)

審査基準

審査項目	審査の視点
① 申請書類の確認	・提出すべき申請書類がすべて揃っているか・申請書類に記入すべき事項に漏れがないか・「交付要綱」第6条に掲げる助成金の交付の制限に抵触していないか
② 事業の目的・効果	事業の目的は明確か事業に公益性・公平性があるか葛飾区民の生活・福祉向上につながる事業か「交付要綱」第3条に掲げる助成対象事業のうち1つ以上に 該当しているか
③ 事業の具体性・実現性	事業内容や実施方法が具体的に示されており、合理的かつ妥当な内容か実現の可能性のある事業であるか公序良俗に反するものでないか政治的もしくは宗教的な偏りはないか
④ 地域活動団体の要件・企画検討能力・事業遂行能力	「交付要綱」第2条に掲げる助成対象団体の要件を満たしているか・団体に当該事業を遂行する能力があると認められるか
⑤ 事業予算・会計処理の妥当性	事業予算の収入(助成金等の財源の収入予定を含む)と支出は 適当か事業予算の全体の積算根拠は明確か会計処理及び事業資金の使途が適正かつ合理的であるか
⑥ その他	・ 上記の①~⑤に掲げるもののほか、審査会が社会状況を踏ま えて特に不適切と判断できるものがないか